

高崎市告示第154号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年 5月 28日

高崎市長 富岡 賢治

1 諸事項

行旅死亡人本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、火葬済み死体（焼骨）上記の者は、令和6年3月24日午後3時30分頃、吉井町多胡815番地2の山林で発見され、遺留された骨壺の中及びその周辺にて骨片の状態で発見されました。

遺骨は当市が引き取り保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

2 告示期間

令和7年 5月 28日から令和7年 8月 28日まで